

第1回道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会

議事録（概要）

- 日時： 令和4年10月11日（火） 10:00～11:00
場所： ホテルポールスター札幌 4階 ラベンダー
出席者： 別紙のとおり
議題： （1） 座長の互選について
（2） 第三者調査委員会による調査の位置付けについて
（3） 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応について
（4） ハラスメントの定義等について
（5） 今後のスケジュールについて

1 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会を開催いたします。座長選任までの間、司会を担当します、北海道保健福祉部医務薬務課課長補佐の菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず、配付資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしております資料として、次第、出席者名簿、資料1～6となっております。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、開会にあたり、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策担当課長の田原よりご挨拶を申し上げます。

（事務局）

北海道保健福祉部看護政策担当課長の田原でございます。本日、ご出席の委員の皆様におかれましては、道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する、第三者調査委員会の委員として、関係団体からのご推薦を経て、こころよくご承諾をいただき、心より深く感謝を申し上げますとともに、本日は、大変ご多忙の中、お集まりをいただき、重ねまして感謝を申し上げます。さて、本件事案についてでございますが、本年5月、令和元年に自死した、道立江差高等看護学院の学生のご遺族から代理人弁護士を通じて道に対し、第三者委員会によるハラスメントの有無の調査を要望する旨の文書を受理したことを踏まえ、本件事案の重大性に鑑み、客観性を確保する観点から、新たな、第三者調査委員会を設置し、調査を実施することといたしました。本日は、座長の選任後、事務局から、本件事案の概要等をご説明させていただいたのち、現地調査の方法や今後のスケジュール等についてご議論を頂きたいと考えておりますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。結びになりますが、道といたしましては、道立高等看護学院の学生の皆様が、安心して、学業に集中できる環境が確保できますよう、現在、学院の運営体制の見直しも行いつつ、学院運営アドバイザーのご助言等も頂きながら、学院運営の適正化に向けた取組を推進しておりますが、本件事案につきまして、本日お集りの第三者委員の皆様には、公正・中立なお立場で、客観的に、調査等を実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく、お願い申し上げます。

2 委員の紹介

（事務局）

それでは、次に、次第の2、第三者調査委員会の各委員について、別添出席者名簿の順に、ご紹介をさせていただきます。法律家の区分としまして、須田布美子法律事務所 弁護士 須田布美子委員、札幌総合法律事務所 弁護士 野谷聡子委員、学識者の区分としまして、北翔大学 学長 山谷敬三郎委員です。

続きまして、事務局を紹介いたします。北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

看護政策担当課長 田原でございます。同じく課長補佐の菊地です。

3 議題

(1) 議題1 (座長の互選) について

(事務局) 次に、次第の3の「議題」に入らせていただきます。資料1をご覧ください。3の(1)座長の互選について、お配りしております資料1 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会開催要領第4の(1)に基づきまして、「委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める」とありますことから、座長の互選を行いたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

(山谷委員) はい、私のほうから推薦させていただきます。昨年度の第三者調査委員会の座長は、法律の専門家である、弁護士の方から選任されたと承知しております。今回も事案が関連しておりますので、弁護士の須田委員か野谷委員がよろしいかと思っておりますので、ご推薦させていただきます。

(事務局) ただいま、法律の専門家であります弁護士の須田委員、野谷委員のお名前が挙がりましたが、いかがでしょうか？

(野谷委員) 司法修習の修習期でいきますと、須田委員の方が上でございますので、須田委員が、適任かと思えます。

(事務局) 皆様、いかがでしょうか。

(山谷委員) わたくしも、須田委員が適任かと思えます。

(事務局) それでは、須田委員に、座長をお願いしたいと存じます。このあとの議題の進行につきましては、座長の須田委員をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

(2) 議題2 (第三者調査委員会による調査の位置付け) について

(須田座長) それでは、僭越ながら座長を拝命いたしました、須田でございます。よろしく願いいたします。それでは、早速、議題に基づきまして、議事を進めさせていただきます。まず、次第の3の(2)、「第三者調査委員会による調査の位置付けについて」、事務局からご説明願います。

(事務局) 資料2に基づきまして説明させていただきます。資料2の「第三者調査委員会による調査の位置付けについて」をご覧ください。1の根拠でございますが、お配りしております、令和2年2020年3月26日付け行革第975号総務部長通知「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」及び「附属機関・懇談会・連絡調整会議の手引き」の改正について(通知)が根拠となっております。2の通知の概要についてであります。道が外部の有識者などからご意見を頂戴するに当たっては、上記1の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に基づき、①法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等である「附属機関」、②行政運営上の参考に資するため、意見聴取、意見交換、懇談等を行う「懇談会」、③道及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議「連絡調整会議」のいずれかの基準により、附属機関等を設置してございます。

次に、3の第三者調査委員会による調査の位置付けについてでございますが、今般の第三者調査委員会については、附属機関である審議会のように、「答申書」、「意見書」等の合議体としての結論を求めるものではなく、昨年度設置いたしました第三者調査委員会と同様、非常設、設置期間は数ヶ月間のみ、かつ、道行政の適切な運営のために有識者である委員の皆様から意見聴取を行い、それを反映させていくことを目的とした「懇談会」上記2の②として設置をいたしてございます。

身分につきましては、附属機関の方は「非常勤特別職職員」となりますが、今般の懇談会の方は、身分は「委嘱」という形になってございます。以上、趣旨をご理解頂ければ幸いです。

(須田座長) ありがとうございます。この点に関して、ご質問等がありますでしょうか。

〈質問なし〉

※ 個人情報に関することが含まれることから非公開で開催した会議であるため、公開可能な部分のみとなっています。